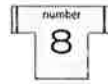


# マイナンバー制度の概要

0123456789

税理士  
宮本 雄司



マイナンバー制度により、事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等の個人番号を記載して、行政機関等に提出することになります。そのためには、従業員等から個人番号の提供を受ける必要があります。

特定個人情報を提供する者には、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならないという「特定個人情報の提供制限」があります。一方、特定個人情報等の提供を受ける者には、「個人番号の提供の求

## ガイドライン 取得・利用・提供

めの制限」「特定個人情報の収集・保管制限」があり、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めること、特定個人情報を収集・保管することは禁止されています。ただし、同一世帯の者に関しては、上記制限はありません。

特定個人情報の提供(取得)の例としては、従業員が事業者に対し、本人及び扶養親族等の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出する場合等があります。

「個人番号の事前収集」に

## 個人番号の提供を求める時期

## 事務発生が予測できる時点で可

関して、内閣官房のホームページに2月17日に新たな資料が公表され、平成28年1月より前に従業員等からあらかじめ個人番号を収集することが可能となりました。

個人番号の提供を求める時期は、個人番号を取り扱う事務が発生した時点が原則ですが、事務の発生が予測できた時点でも可能です。例えば、雇用契約の締結時点において、社会保険の届出事務等のために個人番号の提供を求めることができます。

個人番号の提供を受けるときは、本人確認、すなわち、番号確認(正しい番号であることの確認)及び身元確認(番号の正しい持ち主であることの確認)を行う必要があります。本人確認は、顔写真付き

で個人番号の記載された個人番号カードで行います。他、通知カード及び運転免許証等の身分証明書等によっても確認されます。

国税庁は平成27年1月に本人確認に必要な確認書類等を告示しました。番号確認については、通知カード等の提示が困難である場合には、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」が認められます。

個人番号を利用する事務についても、番号法で限定的に定められています。例外的な個人番号の利用は、金融機関が激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合、人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られます。個人番号は、あらかじめ具体的な利用目的を特定し、利

用します。前年の給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、当年以後の源泉徴収票作成事務のために利用することは、利用目的の範囲内として認められます。なお、本人の同意があっても、当初の利用目的を超えて利用することはできません。利用目的の変更を本人に通知した上で、利用することは可能です。

事業者は社会保障及び税に関する手続書類に個人番号を記載して行政機関等に提出します。これは事業者から行政機関等への特定個人情報等の提供であり、「特定個人情報の提供制限」及び「個人番号の提供の求めの制限」「特定個人情報の収集・保管制限」の適用があります。